

第3章 地域福祉の現状と課題

1 文京区の地域特性

(1) 地域環境

○ 文京区の地理的特性

文京区は東京23区の中央部に位置し、中心区として利便性に富んだ特性を持っています。面積は11.31k㎡で、23区中20番目の広さです。

地形は坂とがけが多く起伏に富み、台地は主に住宅地であり、低地は商工住の混在した地域となっています。

○ 「文教のまち」としての文京区

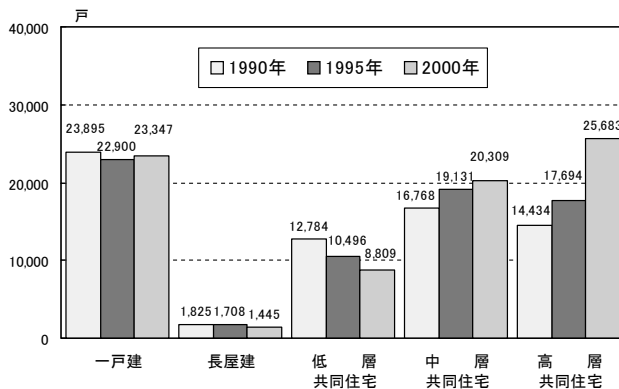
江戸時代には、大名屋敷や武士の邸宅が建てられ、神社仏閣が多数建立されたことが、現在のみどり豊かな環境の基盤となっています。

明治期に入ると、湯島の昌平坂学問所を引き継ぐ形で学校群が作られ、本郷かいわいを中心に、学者・文化人が多く住むようになりました。「文教のまち」としての特徴が形成されました。

○ マンション等の増加による居住形態の変化

近年の傾向として、高層共同住宅の増加が著しく、今後も住宅戸数に占めるマンション等の割合は、更に高くなると予測されます。

【図表】3-1 住宅の建て方別割合



注：共同住宅は、低層が1・2階建、中層が3～5階建、高層が6階建以上。その他の住宅は372戸（2000年）

資料：「国勢調査」各年

(2) 少子化・高齢化の現状

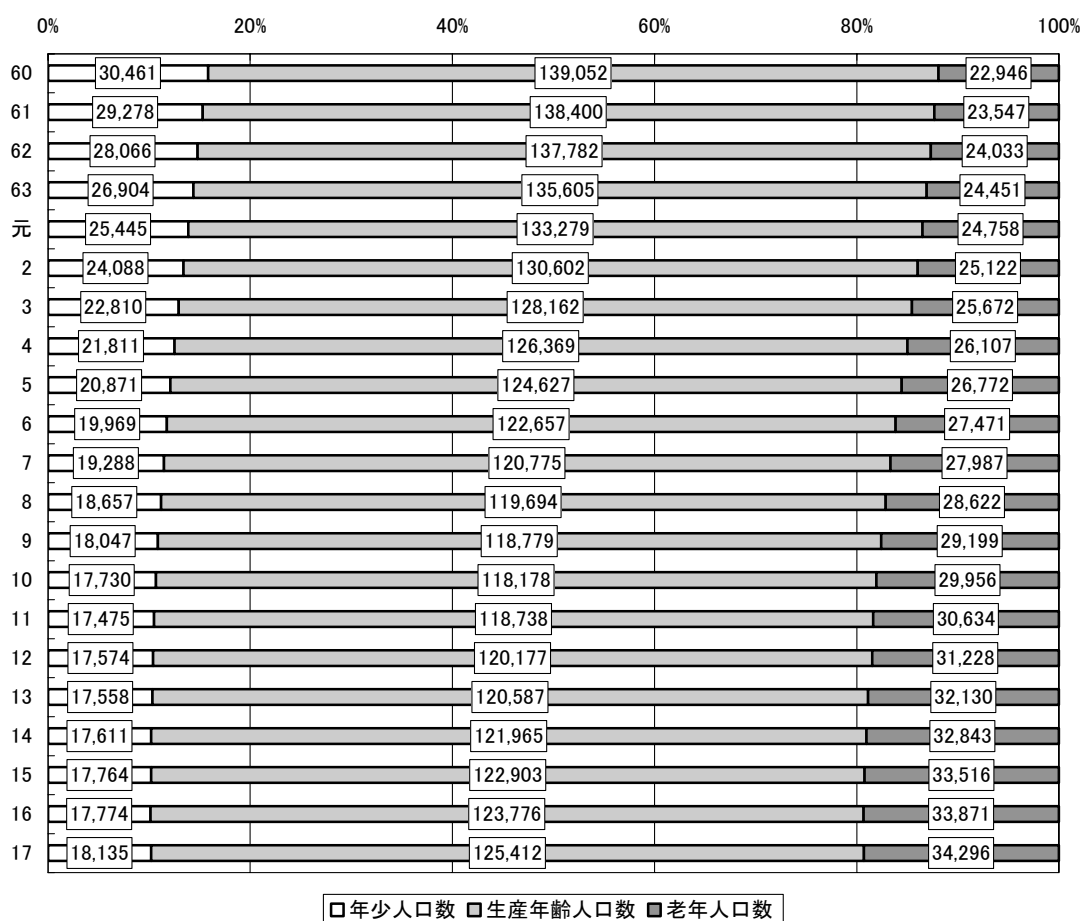
○ 人口増加の傾向と住民基本台帳ベースの人口

本区の人口は、昭和38年以降減少を続けてきましたが、平成10年の後半から増加に転じました。その後、人口は毎年増加を続け、住民基本台帳上の人口は、平成17年1月1日現在、177,843人となっています。(外国人登録者数は、6,457人となっています。)

○ 少子化・高齢化の現状と人口構成

人口構成は、昭和60年には、年少人口が約15.8%、高齢者人口が約11.9%でしたが、平成2年には高齢者人口が年少人口を上回るようになりました。その後も、少子化・高齢化は進行してきましたが、直近の5年程度では、全人口に占める年少人口の割合は10%台前半、高齢者人口の割合は19%台前半で推移しています。

【図表】3-2 年齢三区分別人口（構成比）の推移



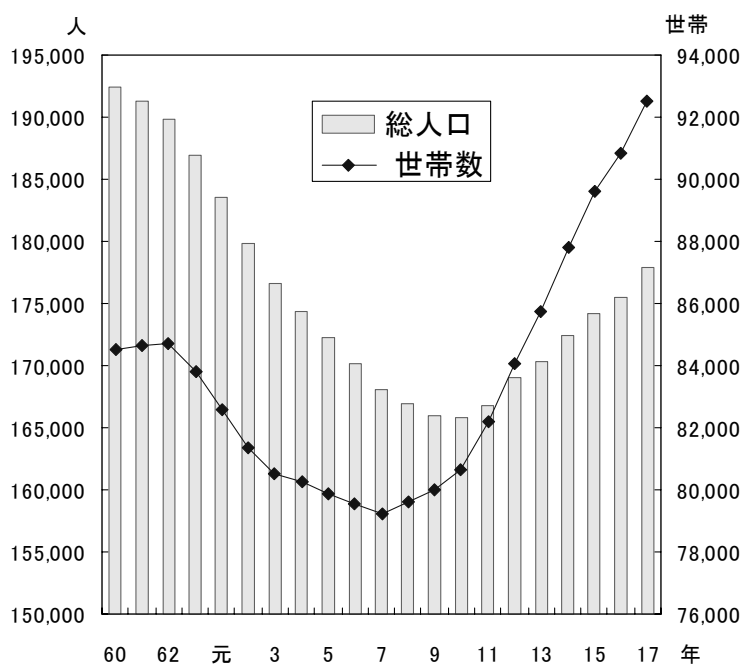
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 世帯状況の変化

○ 世帯数の増加と1世帯当たりの人数の減少

本区の世帯数は、住民基本台帳上（いずれも1月1日現在）昭和60年に84,539世帯であったものが、平成17年には92,543世帯となっています。この間、人口は減少から増加に転じましたが、1世帯あたりの人数は昭和60年の2.28人から平成17年の1.92人へと一貫して減少を続けています。

【図表】3-3 人口と世帯数の推移



年	総人口	世帯数
60	192,459	84,539
61	191,225	84,615
62	189,881	84,685
63	186,960	83,787
元	183,482	82,569
2	179,812	81,375
3	176,644	80,506
4	174,287	80,234
5	172,270	79,896
6	170,097	79,543
7	168,050	79,211
8	166,973	79,606
9	166,025	79,996
10	165,864	80,645
11	166,847	82,167
12	168,979	84,089
13	170,275	85,739
14	172,419	87,810
15	174,183	89,620
16	175,421	90,841
17	177,843	92,543

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

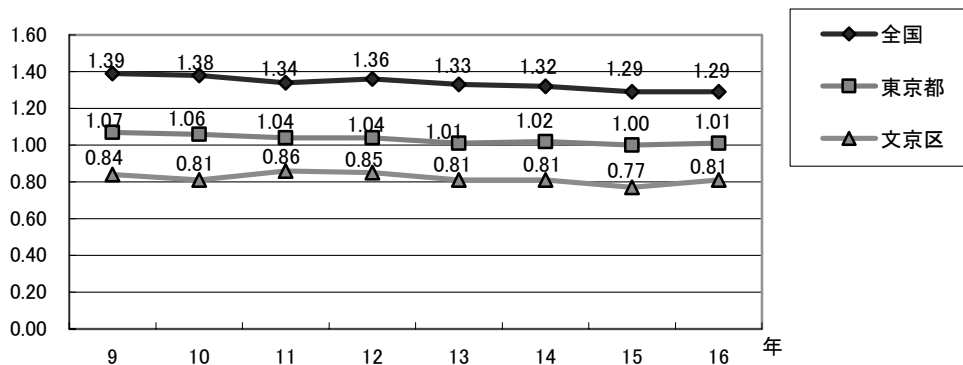
2 子どもに関すること

(1) 子どもの現状

- 厚生労働省が発表した平成16年のわが国女性の合計特殊出生率は、1.29と過去最低となっています。本区においても、平成12年から平成16年までの5年間の合計特殊出生率は0.85から0.77までの間で推移しています。

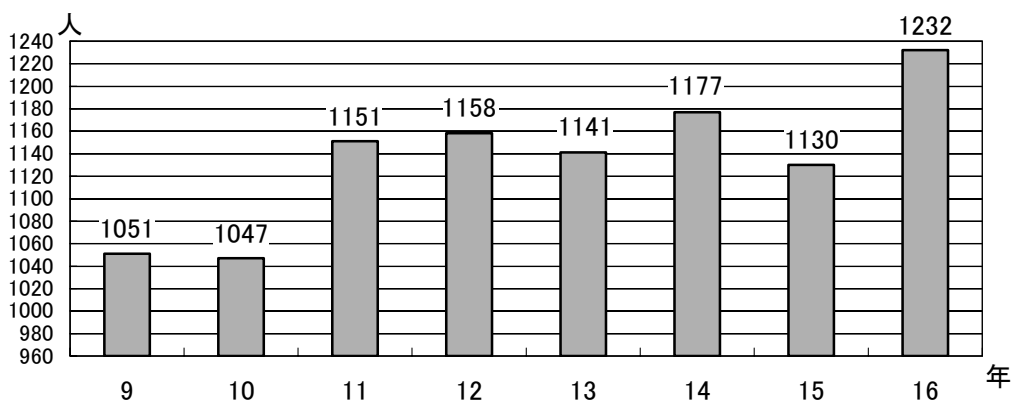
出生数は、平成11年以降やや回復傾向にはありますが、増加までには至っていません。

【図表】3-4 合計特殊出生率の推移



資料：東京都人口動態統計年報

【図表】3-5 出生数の推移



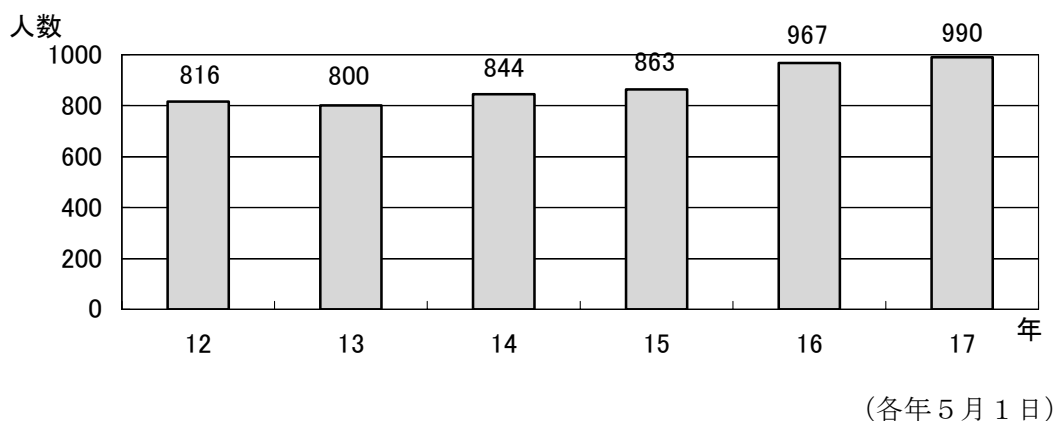
資料：東京都人口動態統計年報

- 保育サービスについては、平成17年4月現在、認可保育園22園、東京都の認証保育所*3園があります。認可保育園のうち、延長保育は全22園で、零歳児保育は17園で実施しています。また、病後時保育*を平成16年12月から1か所で実施しています。
- 本区の認可保育園の待機児童数は、平成17年4月1日現在58人となっています。このため、児童福祉法に基づく保育計画を策定する必要が生じています。

保育園待機児童の状況…文京区保育計画（P16【図表】3-8）参照

- 本区の育成室の入室状況は、平成17年5月1日現在990人となっています。

【図表】3-6 育成室入室者数の推移



- 子育て中の区民の方々を対象として、平成16年1月に実施した子育て支援に関するアンケートによると、就学前児童の平日の保育状況をみると、82.2%の児童が保育園又は幼稚園に通っていて、そのうち52.4%が幼稚園、45.7%が保育園に通っています。一方、今後の利用意向をみると、幼稚園が

認証保育所 児童福祉法による認可保育所だけではこたえきれない大都市のニーズに対応するため、東京都独自の基準を満たす保育施設を認証保育所として認証することにより、民間の経営感覚を活用した保育サービスの展開を図るとともに、待機児の解消を促進しています。

病後児保育 病気の回復期で集団保育ができない生後4か月から小学校第三学年までの児童を一時的に預かり、保護者の就労等を支援する事業。

31.5%に対して保育園は49.0%となっていて、高い保育需要が読み取れます。

- また、この調査によれば、充実してほしい保育施策の中では、一時預かり保育の拡充と延長保育のスポット利用等、多様な保育施策への要望が高くなっています。
- 育成室（学童保育）の利用状況については、就学児童の14.1%が利用しているのに対し、28.5%が今後何らかの形で利用したいと答えており、小学校低学年を中心に育成室への需要が高くなっています。
- さらに、子育ての不安や悩みを尋ねたところ、就学前児童の保護者では、その半数以上（53.4%）が、「自分の時間がとれず自由がない」と回答し、子育てと自分自身のライフスタイルの両立に悩んでいる様子が見えます。
- 家庭での子どもとのかかわりの中で、現在悩んだり関心を持ったりしていることを就学児童の保護者に尋ねたところ、その7割近く（68.0%）が、「子どもが身を守ることについて」と答え、子どもたちをめぐる安全面への関心が高くなっていることがわかります。

(2) 子どもに関する重点課題

- **男女がともに子育てと仕事との両立ができるよう支援**

共働き家庭の増加により依然として保育需要は高く、生活習慣や男女の働き方の多様化などにより保育の充実が求められています。このため、保育所の整備や多様な保育メニューの提供等により、男女がともに子育てと仕事との両立ができるよう支援します。
- **児童福祉法に基づく保育計画を策定し待機児童対策を推進**

平成16年度に策定した「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)を補完する保育計画を策定し、保育園待機児童対策を推進します。
- **すべての子どもたちの心身の健やかな成長の支援**

母子の健康を増進するとともに、児童虐待等の問題への的確な対応や各種相談機能の充実により、子どもたちの心身の健やかな成長を支援します。また、ノーマライゼーションの観点に立ち、すべての子育て家庭への支援を地域と協働で推進します。
- **家庭及び地域社会全体で子どもたちをはぐくむ体制の構築**

子どもたちの健全な育成を図り、生きる力、わかりあい思いやる力、豊かな心をはぐくみ、地域社会の中で自立し、生活力が身につくよう、家庭及び地域社会全体で、子どもたちをはぐくむ体制を構築します。
- **子育て家庭の経済的支援**

家庭を持ち、子どもを生み育てたいという男女の希望の実現を支援するため、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
- **子どもたちを守る安全・安心なまちづくりの推進**

子どもたちを犯罪や事故から守るため、区民や地域活動団体等が連携して防犯や環境浄化等に取り組む活動を支援します。また、安全で心地よい地域環境の整備等を推進します。

文京区保育計画

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

平成15年7月、「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。その改正児童福祉法第56条の8では、「保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」とされました（平成16年4月1日施行）。これにより、4月1日現在、保育園待機児童が50人以上いる市区町村は、増大する保育需要に対応するための保育計画を策定することになりました。

今回、平成17年4月1日現在の文京区における待機児童が58人となり保育計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ及び性格

この計画は児童福祉法第56条の8に定める市町村保育計画です。

本計画は、平成17年3月に策定した「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）の一部を成し、補完するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）と同じ平成21年度までの計画です。

2 文京区における待機児等の現状

保育園の待機児については、平成8年度から平成12年度までは11人から44人で推移していましたが、平成13・14年度で100人を超えるに至りました（5月1日現在の旧定義による待機児童数）。この事態を受け文京区では待機児童解消のために、公設民営保育園（かごまち保育園・根津保育園）の新設、私立たんぽぽ保育園分園の設置、認証保育所（ピノキオ幼児舎茗荷谷園・ちゃいれつく新大塚駅前保育園）の新設、既存の公立保育園の定員増などの施策を実施してきました。これにより、平成15・16年度の待機児童数は落ち着いていたところです。

しかし、平成17年4月において待機児童数は58人を数えることとなりました。この原因として、共同住宅建築などによる人口の増加等に伴い低年齢児

の人口が増えたこと等が推測されますが、なお今後の推移をみる必要があります。

【図表】3-7 保育園4月入園申込状況（年度別・年齢別）

単位＝人

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率
0歳	151	155	0.97	139	162	0.86	164	163	1.01	150	181	0.83	140	180	0.78	193	182	1.06
1歳	150	122	1.23	188	128	1.47	187	126	1.48	181	132	1.37	170	131	1.3	176	124	1.42
2歳	90	41	2.2	74	39	1.9	105	57	1.84	85	63	1.35	100	59	1.69	80	55	1.45
3歳	35	49	0.71	64	32	2	87	48	1.81	61	46	1.33	78	37	2.11	92	46	2
4歳	29	60	0.48	20	62	0.32	69	36	1.92	52	6	8.67	62	23	2.7	67	6	11.17
5歳																		
計	455	427	1.07	485	423	1.15	612	430	1.42	529	428	1.24	550	430	1.28	608	413	1.47

【図表】3-8 保育園待機児童の状況

単位＝人

年度（基準日）	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計	
						旧定義	新定義
平成12年5月1日	11	11	10		2	34	
平成13年5月1日	10	57	21	15	6	109	
平成14年5月1日	29	31	25	18	9	112	98
平成15年5月1日	1	21	5	10	17	54	51
平成16年5月1日	3	15	13	10	9	50	44
平成17年4月1日	11	16	1	11	19		58

※1 合計欄にある「新定義」は、平成14年4月から導入された。（※4 参照）

※2 児童福祉法の改正に伴う、待機児童数50人以上の区市町村への保育計画策定義務は、平成16年4月1日から施行された。（P15 1(1) 参照）

※3 合計欄のうち、平成16年までの「旧定義」（※4 参照）欄は、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」に掲載している数である。

※4 待機児童の定義について

平成14年度（下記①は平成16年度追加）からの新定義では、認可保育所に申込みをしたにもかかわらず入所していない児童のうち新たに、次に該当する児童を除くこととなった。

①国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童（国制度の保育ママ等）

②地方公共団体における単独保育施策において保育されている児童（認証保育所、保育室、保育ママ等）

③他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合

〔①は、平成16年3月23日付け雇児保発第0323001号「保育所入所待機児童数調査及び一時保育の実施状況調査の依頼について」、②及び③は、平成14年1月31日付け雇児保発第0131001号「保育所入所待機児童数調査の依頼について」による。〕

3 計画の目標

「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）で掲げる、「安心して子どもを生み、育てることのできる子育て環境の整備を進める。」という目標を達成する中で、とりわけ「子育てと仕事の両立のために」についての保育施策の充実を図り、待機児童の解消を目指します。

4 施策の方向性

平成18年度において具体的な施策を実施するとともに、平成19年度以降についても、保育需要の変動に対応できる施策を検討します。

5 事業

「子育てと仕事の両立」で「区立保育園の整備及び定員の拡大」「認証保育所整備」「幼稚園・保育園の一元化施設の整備」を掲げていますが、この部分を以下のように補充します。

(1) 子育てと仕事との両立

No.	事業名	概要	現況	平成17～21年度	所管課
2	区立保育園の整備及び定員の拡大	区立保育園の耐震補強工事や施設の中・長期的な計画に併せて、内装及びレイアウトの変更などで保育室の面積を調整し、入所枠の拡充を図る。	区立保育園で耐震補強、内装改修工事を行い、入所枠の拡充を実施。 15年度は、久堅保育園の改修を行った。 16年度は、定員を6人拡大。	耐震補強工事に併せ、内装改修及び設備整備を行なうとともに、定員の拡大を図る。 (実施予定5園) 平成18年度に大塚保育園の定員を7名増員する。	福祉部 保育課
11	認証保育所整備	認可保育所ではこたえきれない都市型保育ニーズに対応するため、東京都が独自の基準で認証する認証保育所の充実を図る。	平成13年度にA型認証保育所1園、14年度にB型1園、15年度にA型1園を開設。	待機児童数の動向を見ながら、認証保育所の新設等拡充を図る。 (A型1か所) 平成18年度に定員30名のA型を1か所開設する。	福祉部 保育課

No.	事業名	概要	現況	平成17～21年度	所管課
13	幼稚園・保育園の一元化施設の整備	保護者の子育ての選択肢の拡大を図るため、幼稚園・保育園とは異なる新たな選択肢として、また保育園の待機児対策として幼稚園・保育園の一元化施設を整備する。	幼稚園・保育園の一元化施設を公設のモデル園として設置すべきとの教育改革区民会議の答申を踏まえ、具体的内容を検討中。	公設のモデル園を整備し、開設する。(平成18年度)平成18年度に幼保一元化施設(柳町こどもの森)を開設する。これにより1歳から5歳までの定員58名を確保する。	学校教育 部教育 改革 担当課 (福祉 部保育 課)

* No.は「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)の計画番号

平成18年度中において上記の事業を追加実施することにより、保育需要にこたえるため95名の定員増を実施します。

6 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)の中で進行管理を行います。

3 高齢者・介護保険に関すること

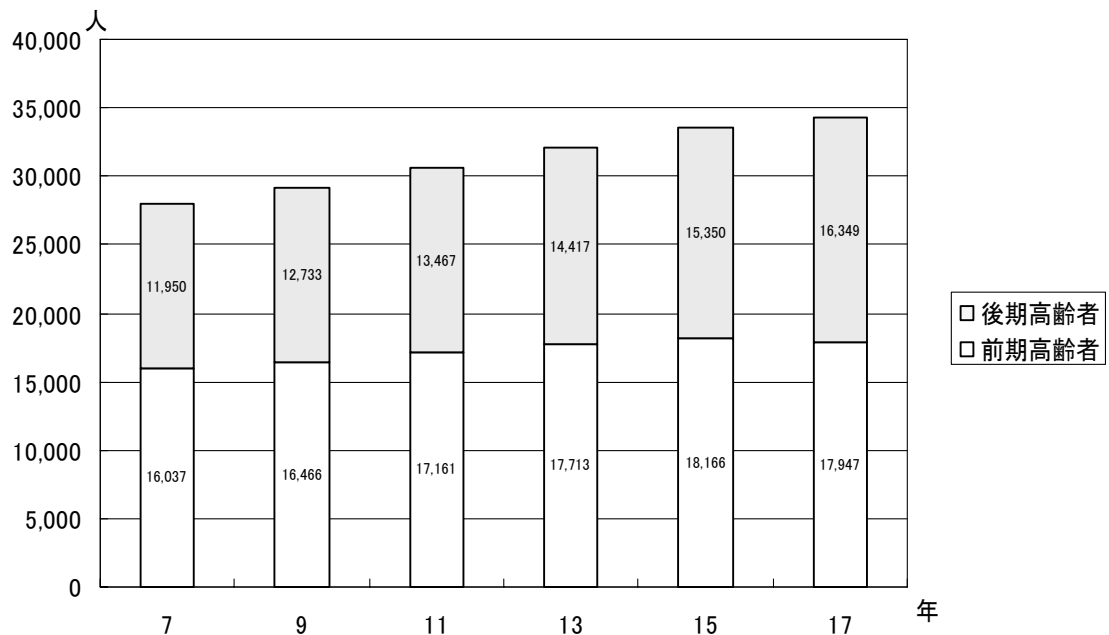
(1) 高齢者の現状

○ 本区の人口は、昭和38年をピークに平成10年まで減少を続けましたが、その後は増加に転じ、平成17年1月1日現在では177,843人となっています。一方、65歳以上の高齢者は平成7年1月1日現在27,987人でしたが、平成17年1月1日現在では34,296人となりました。高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は16.6%から19.3%となり、この10年間で急速に高齢化が進んだこととなります。

高齢者は今後も緩やかに増加していきますが、生産年齢人口の増加もあり、最近ではその比率は鈍化する傾向を示し、ここ4年ほどは本区の高齢化率は落ち着いてきています。

なお、65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の割合をみると、平成7年では、57%対43%と前期高齢者がほぼ6割を占めていましたが、平成17年になると、52%対48%と5割近くまで減少し、長寿化を反映して後期高齢者の占める割合が高くなっています。

【図表】3-9 高齢者人口の推移



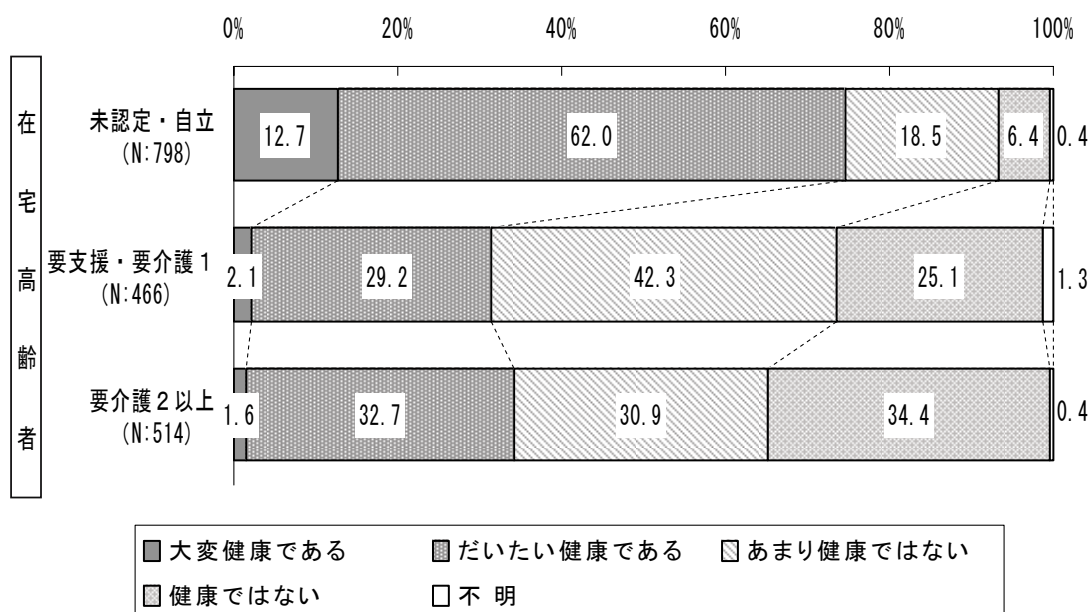
資料：文京区人口統計資料(各年1月1日現在)

○ 本区の高齢化率を23区全体でみると、本区は8番目に高く、23区平均の18.3%を上回っています。東京都平均は17.9%となっていますが、全国平

均では19.8%と本区を上回っています（平成17年1月1日現在）。

- 平成16年度に実施した「文京区高齢者実態調査」から高齢者の健康状態についてみると、介護保険制度における未認定・自立では、「大変健康である」と「だいたい健康である」を合わせて、7割以上が健康であるという認識を示しています。要支援・要介護1や要介護2以上でも、3割以上が自らの健康状態について同様に答えています。

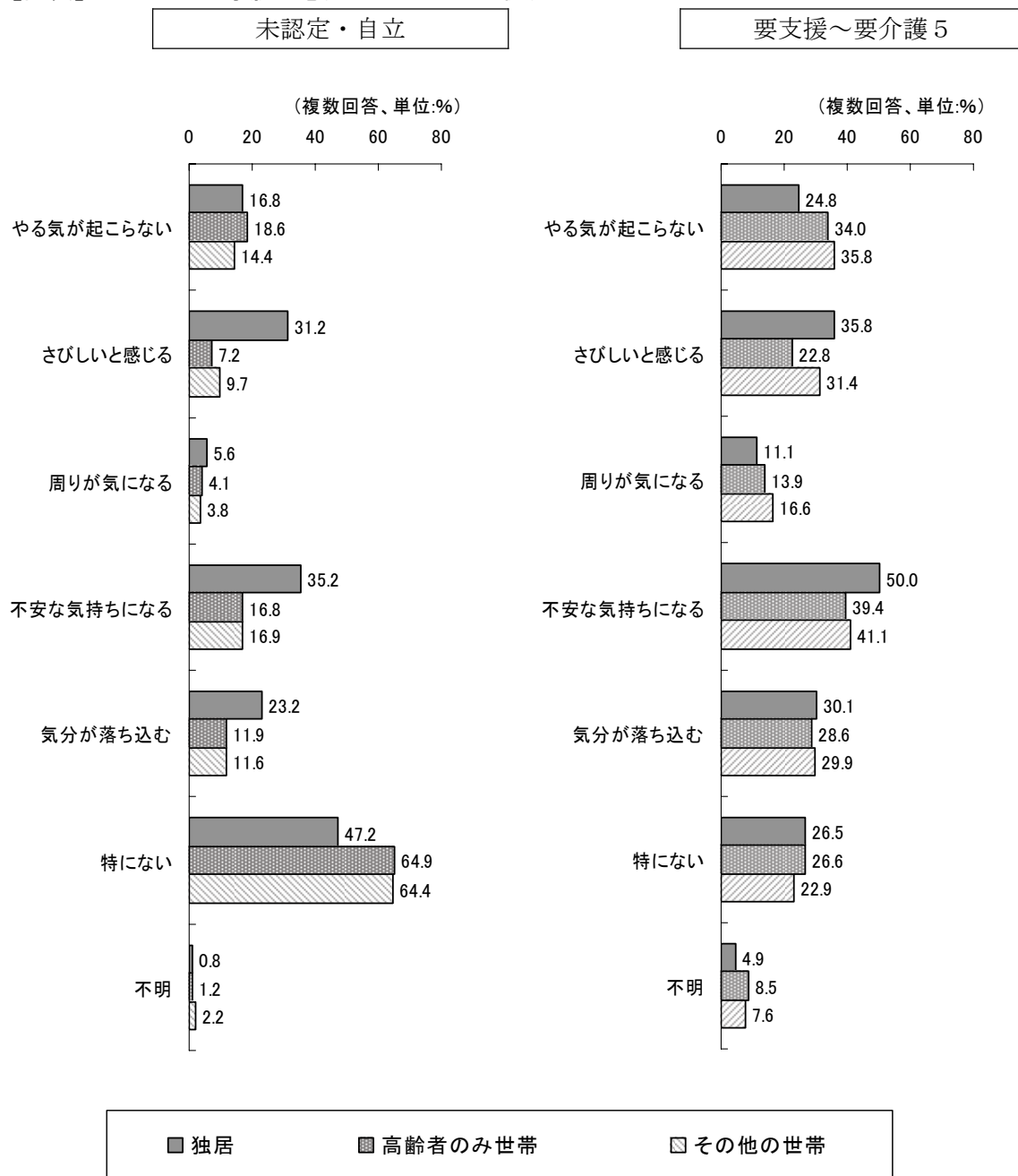
【図表】3-10 在宅高齢者の介護度別健康状態



資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 同じく、現在の生活の場所について尋ねたところ、未認定・自立では93.7%、要支援・要介護1では88.8%、要介護2以上では73.2%が自宅で生活し、これ以外では医療機関や介護保険施設等が生活の場所となっています。
- また、心理的状況について尋ねたところ、家族形態別にみると、未認定・自立、要支援～要介護5ともに、独居世帯では「さびしいと感じる」や「不安な気持ちになる」などの心理的状況にある人が多くなっています。
（【図表】3-11）

【図表】 3-1-1 家族形態別にみた心理的状況



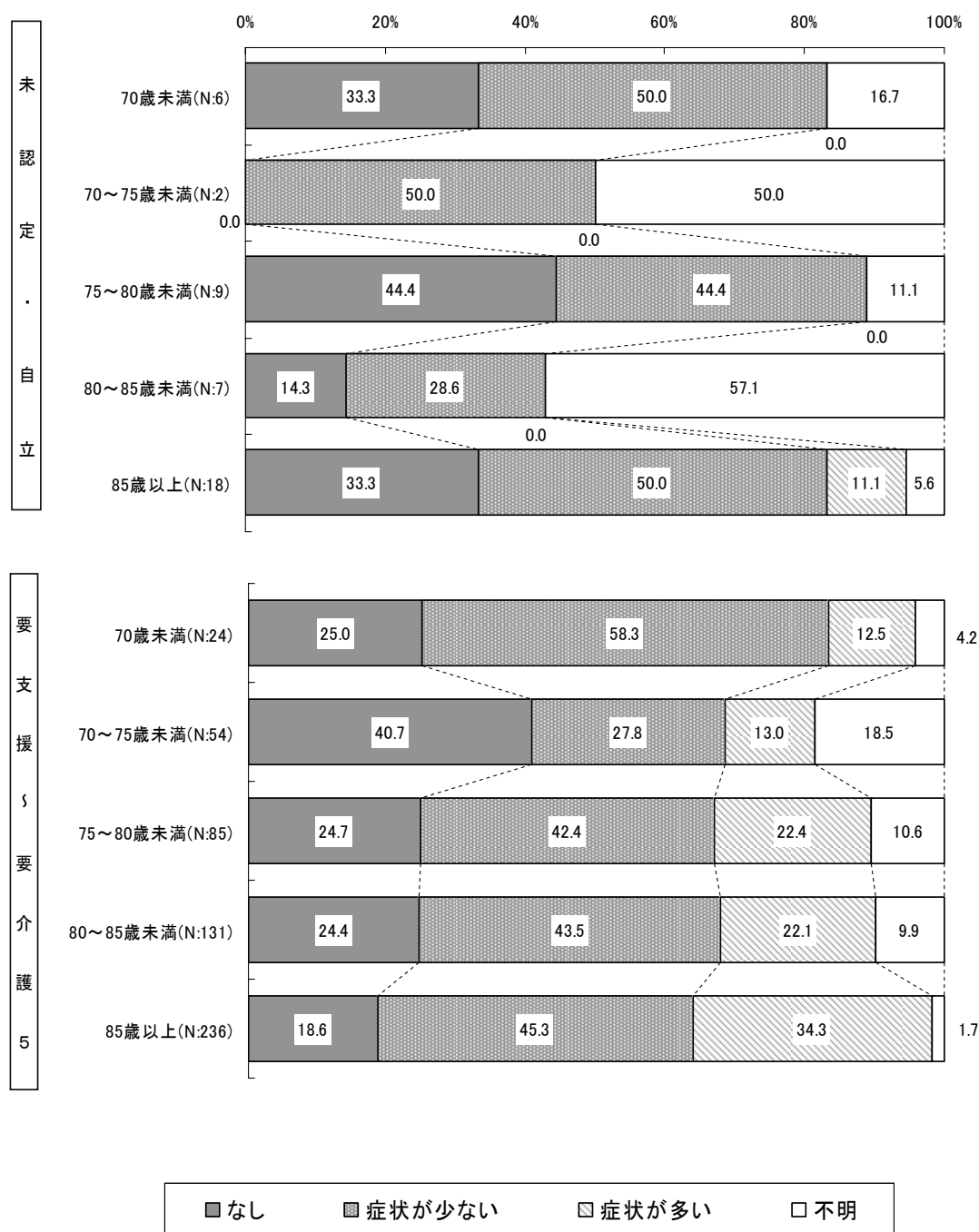
N:	未認定・自立	要支援～要介護5
独居	125	226
高齢者のみ世帯	345	259
その他の世帯	320	475

資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 認知症に関する調査では、要支援・要介護認定者について年齢別に認知症の可能性のある症状の数を見ると、70歳未満では12.5%、70歳から75歳未満では13%が「症状が多い」としていますが、75歳以上になると、その割合が増加して20%以上となり、85歳以上では34.3%と年齢とともに認知症の可

能性がある症状の割合が高くなる傾向が顕著になっています。

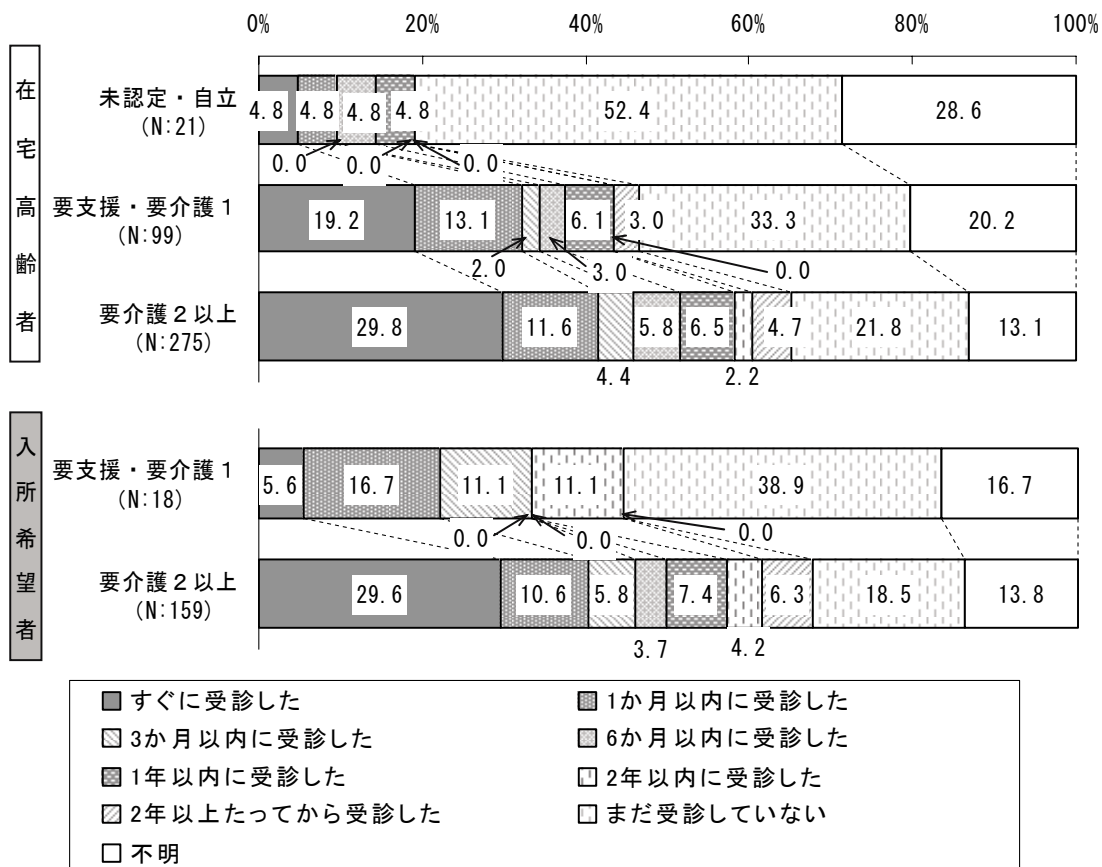
【図表】 3-12 年齢別にみた認知症の可能性のある症状の数



資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 同様に、認知症の可能性のある症状で受診するまでの期間をみると、3～4割が1か月以内に受診していると答える一方、2～3割は「まだ受診していない」となっています。

【図表】 3-13 認知症の可能性のある症状で受診するまでの期間

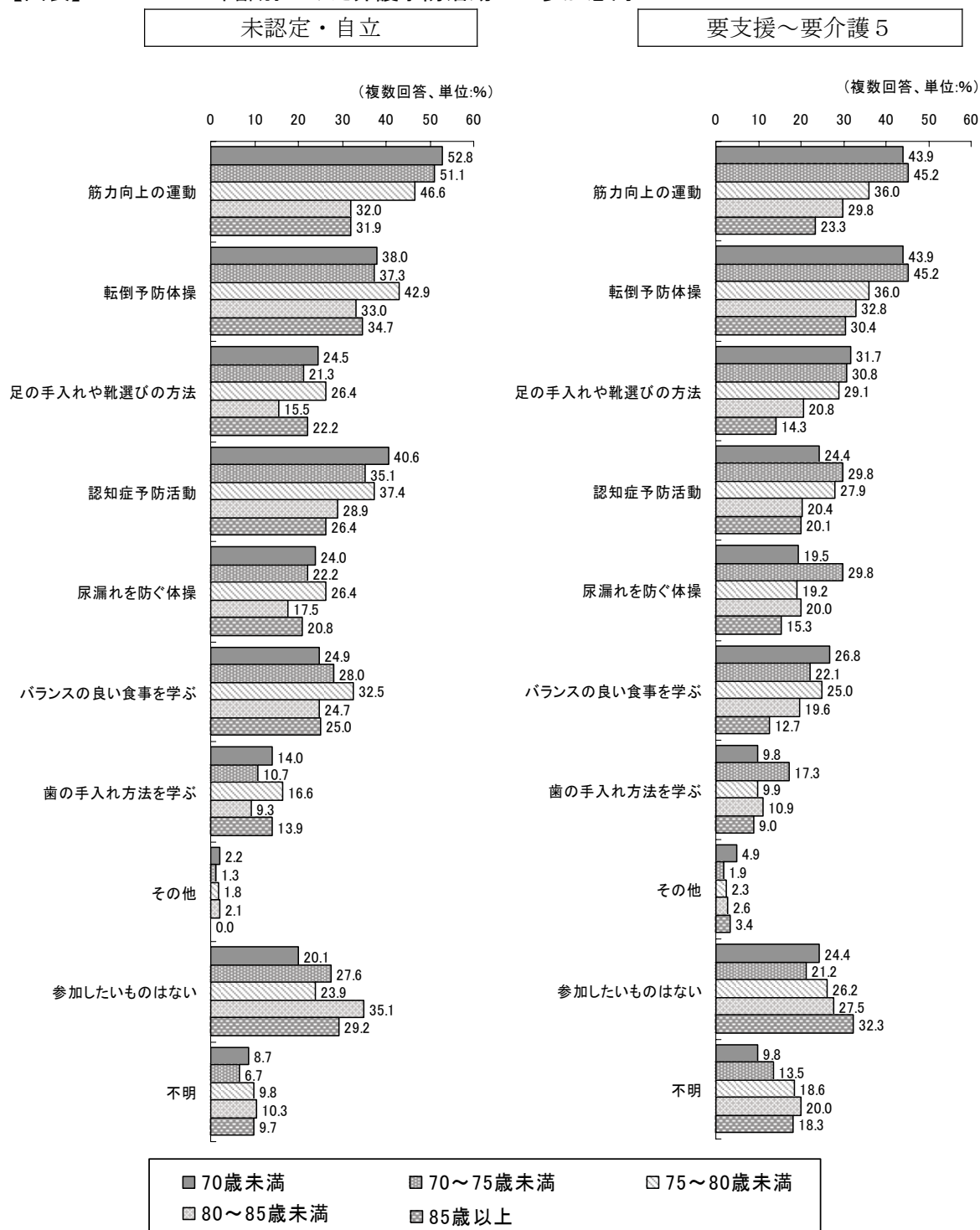


資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 介護予防活動への参加意向について年齢別にみると、全般的に年齢の上昇とともに参加意向は低くなる傾向があります。未認定・自立では、75歳～80歳未満で「転倒予防体操」、「バランスの良い食事を学ぶ」などの参加意向が高くなっています。

（【図表】 3-14）

【図表】 3-14 年齢別にみた介護予防活動への参加意向

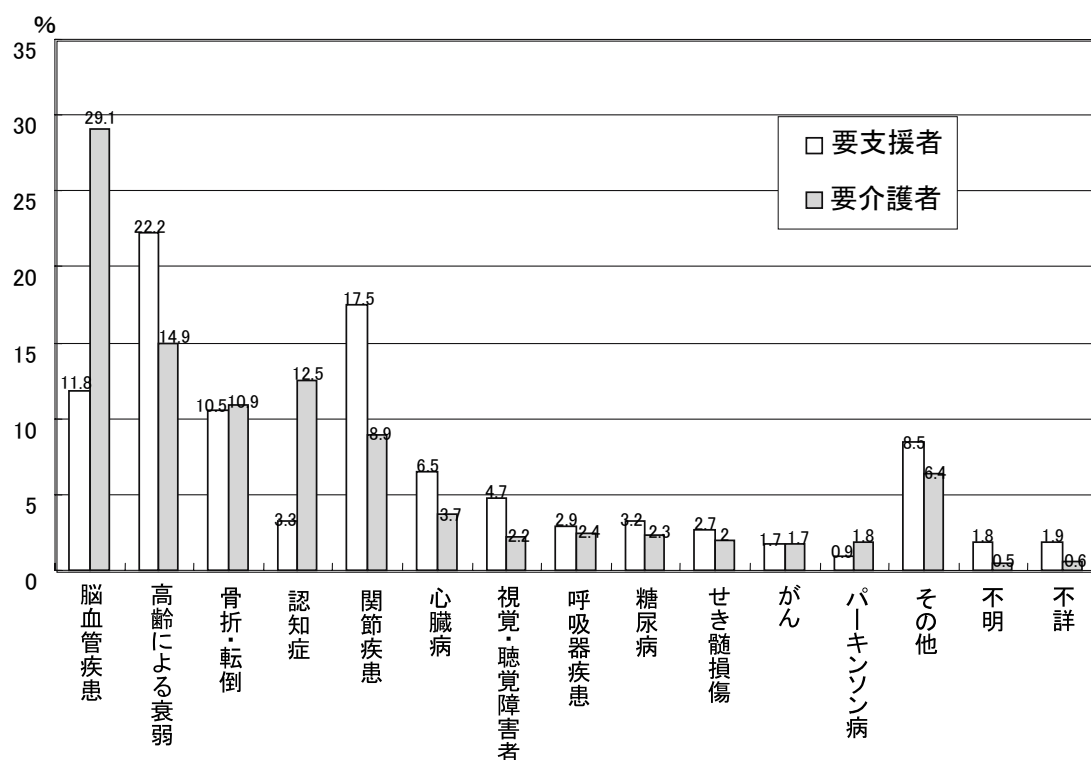


N:	未認定・自立	要支援～要介護5
70歳未満	229	41
70～75歳未満	225	104
75～80歳未満	163	172
80～85歳未満	97	265
85歳以上	72	378

資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 平成16年の「国民生活基礎調査」によると、介護が必要となった主な原因をみると、要支援者では高齢による衰弱が22.2%、関節疾患（リウマチ等）が17.5%、脳血管疾患（脳卒中等）が11.8%の順となっています。要介護者では脳血管疾患（脳卒中等）が29.1%と多く、要介護度が高いほど割合も多くなっています。以下、高齢による衰弱14.9%、認知症12.5%、骨折・転倒10.9%の順となっています。

【図表】3-15 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合



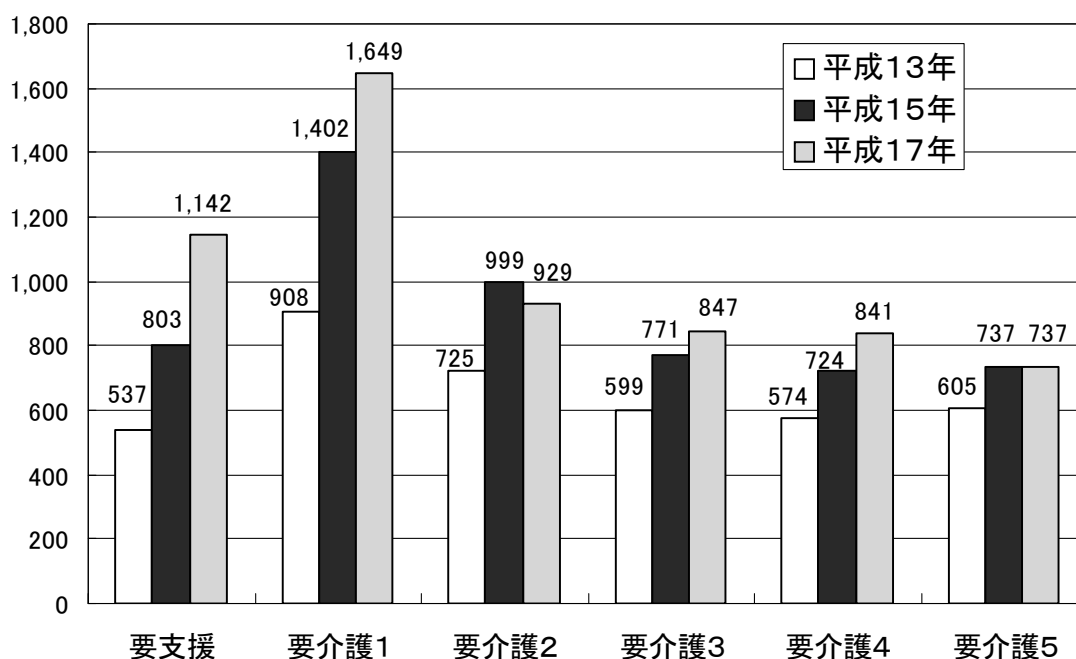
資料：国民生活基礎調査（平成16年6月現在）

- 要介護・要支援認定者は、制度開始1年後の平成13年4月では3,948人でしたが、平成15年4月に5,436人、平成17年4月には6,145人（うち第1号被保険者*5,982人）と増加傾向にあり、第1号被保険者全体に占める要介護等認定者の割合（認定率）は、17.1%となっています。平成13年4月と平成17年4月の要介護度別の状況を比較すると、要介護4及び要介護5の構成比率が低くなる一方、要支援及び要介護1の軽度者の増加が著しくなっています。（【図表】3-16）

第1号被保険者 区内に住所を有する65歳以上の人。ただし、第1号被保険者が介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、住所地特例として変更前の区市町村の被保険者となります。

【図表】 3-16 要介護・要支援認定者の推移

単位：人



資料：文京の介護保険（平成17年版）

- 要介護・要支援認定者の年齢構成は、平成17年4月時点で、6,145人中、65歳から74歳までの前期高齢者が803人（13.1%）、75歳以上の後期高齢者が5,179人（84.3%）、そして40歳から64歳までの第2号被保険者*が163人（2.6%）となっており、後期高齢者が圧倒的に多くを占めています。これを認定率で見ると、前期高齢者が4.4%であるのに対し、後期高齢者は30.7%となっています。
- 東京都国民健康保険団体連合会*の資料から、65歳以上の第1号被保険者の人が納める介護保険料と第1号被保険者一人当たりの給付額をみると、本区の基準月額3,317円の保険料に対し、給付額は22,281円となっています。（平成16年4月現在）。これを東京都全体で見ると、基準月額3,273円の保険料に対し、給付額は17,782円となり、本区の給付額は、23区の中で最も高い水準となっています。

第2号被保険者 区内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。ただし、第2号被保険者については、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病により、要介護・要支援状態となった場合に限り認定される点が第1号被保険者と異なります。

東京都国民健康保険団体連合会 国民健康保険法に基づき、東京都の区市町村（保険者）が共同して国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上を図ることを目的として設立された団体。介護保険においては、介護給付費審査支払事業や介護サービスに関する苦情対応業務等を行っています。

(2) 高齢者・介護保険に関する重点課題

○ 活動的な85歳を目指す介護予防システムの確立

要支援・要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるよう区民を啓発し、区民に分かりやすく、参加しやすい介護予防事業を体系化し、効果的な介護予防システムの確立・周知に取り組んでいきます。

その中でも特に要支援・要介護状態になるおそれがある場合には、一人ひとりの状況に合った介護予防ケアマネジメントを実施できる体制を整え、「地域支援事業」として介護予防事業を推進します。

○ 生活機能の維持向上を目指す介護予防

要支援・要介護となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、生活機能の維持向上に努めるよう区民を啓発します。そのために、要支援者に対しては適切な介護予防ケアマネジメントに基づく新予防給付を提供できる体制を整備します。

また要介護者に対しては、可能な限り居宅において、心身の状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持向上につながる適切なケアマネジメント並びに介護サービスを提供できる体制を整備します。

○ 日常生活圏域の設定と面的基盤整備

認知症を発症したり身体介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすために、身近な場所で切れ目のないサービスを継続的に利用できることが求められています。このようなニーズに対応して、福祉・保健・医療関連の施設や住まい、公共施設、交通網、人的ネットワーク等の要素が有機的に連携して、生活を支える地域ケアを推進するために日常生活圏域を設定し、その圏域ごとに様々なサービス拠点が連携する面の整備を図ります。その上で、区民もネットワークやサービスの担い手として参加する面的基盤整備を推進します。

○ 地域包括支援センターを核とする地域密着の支援体制

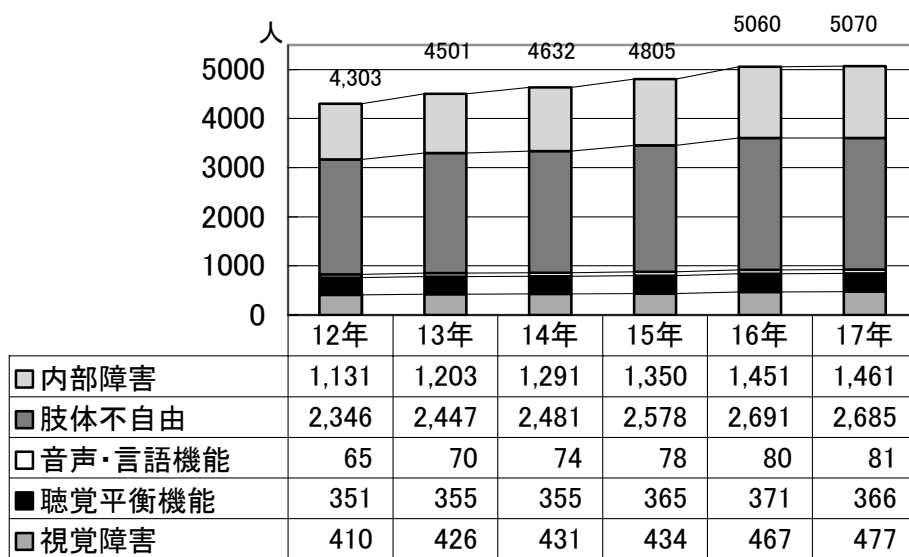
日常生活圏域には、その圏域における地域ケアの中核機関として地域包括支援センターを1か所設置して、これまで在宅介護支援センターが担ってきた機能を充実・強化していきます。具体的には、総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、関係機関との調整やケアマネジャーのバックアップなどの包括的支援事業を実施します。また、介護サービスを中心に様々な支援が継続的・包括的に提供される体制を整え、地域密着の生活支援に取り組みます。特に、従来にも増して大きな社会問題になっている高齢者に対する虐待や認知症による徘徊等の問題に取り組む、家族・介護者の支援も行います。

4 障害者・障害児に関すること

(1) 障害者・障害児の現状

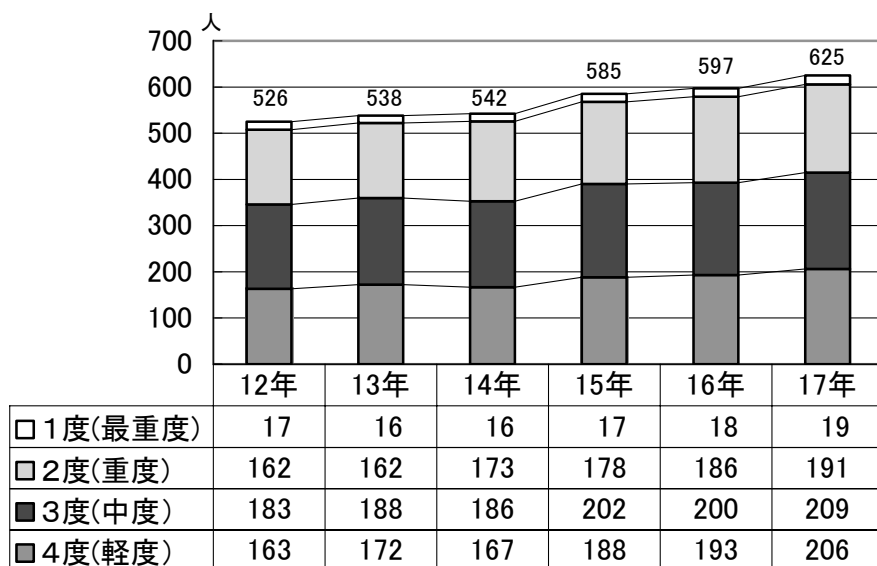
- 本区の障害者、障害児の数は、平成17年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が5,070人、愛の手帳所持者（知的障害者）が625人、精神障害者保健福祉手帳所持者が501人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の81.8%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の66.4%を占めています。
- 手帳所持者数を5年前の平成12年と比較すると身体障害者手帳所持者が17.8%、愛の手帳所持者が18.8%の増加となっています。身体障害者手帳所持者では、数では肢体不自由が最も増加し（339人）、増加率では、内部疾患が最も増加しています（29.2%）。愛の手帳所持者では、数、割合とも4度の増加が顕著です（43人、26.4%増）。精神障害者保健福祉手帳所持者については、5年前の平成12年と比較すると3倍に増加しています。
- 身体障害者手帳所持者のうち、1（最重度）・2級の手帳所持者の割合は、全体の52.0%を占めており、障害の重度化の傾向が見られます。身体障害を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約半数を占めており（45.5%）、身体障害者の高齢化の傾向をうかがうことができます。
- 愛の手帳所持者のうち、1・2度の手帳所持者の割合は、全体の33.6%であり、5年前の34.0%に比べると微減しています。
- 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法第45条により、平成7年10月から交付されることになりました。一方、同法第32条による通院医療費公費負担制度の利用者は、平成17年4月1日現在1,407人で、5年前の平成12年（874人）と比較すると61.0%の増加となっています。

【図表】 3-17 身体障害者手帳所持者数の推移



(各年4月1日現在)

【図表】 3-18 愛の手帳所持者数の推移



(各年4月1日現在)

- 平成17年4月1日現在の施設への入所者は、下表のとおりとなっています。

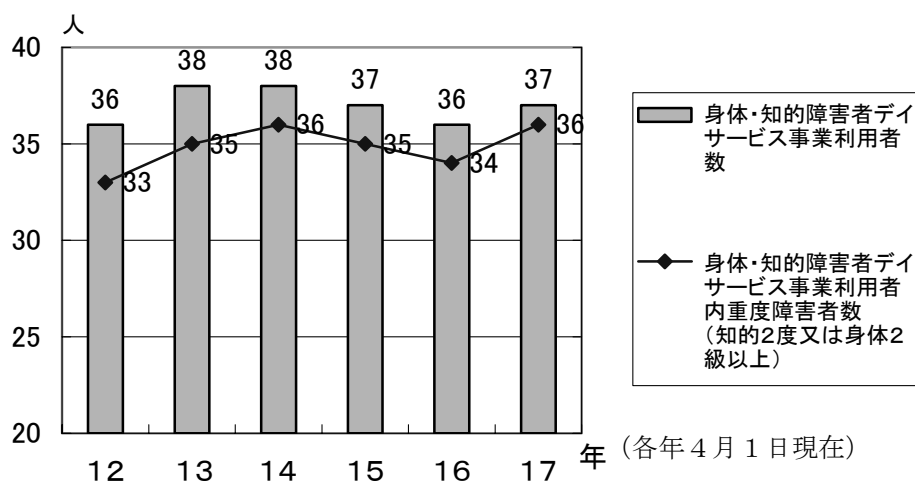
【図表】3-19 更生施設等入所者数（平成17年4月1日現在）

		都内	都外	合計
身体障害者	更生施設	1人	2人	3人
	授産施設	4人	0人	4人
	療護施設	3人	2人	5人
	計	8人	4人	12人
知的障害者	更生施設	80人	51人	131人
	授産施設	10人	3人	13人
	通 勤 寮	2人	0人	2人
	計	92人	54人	146人

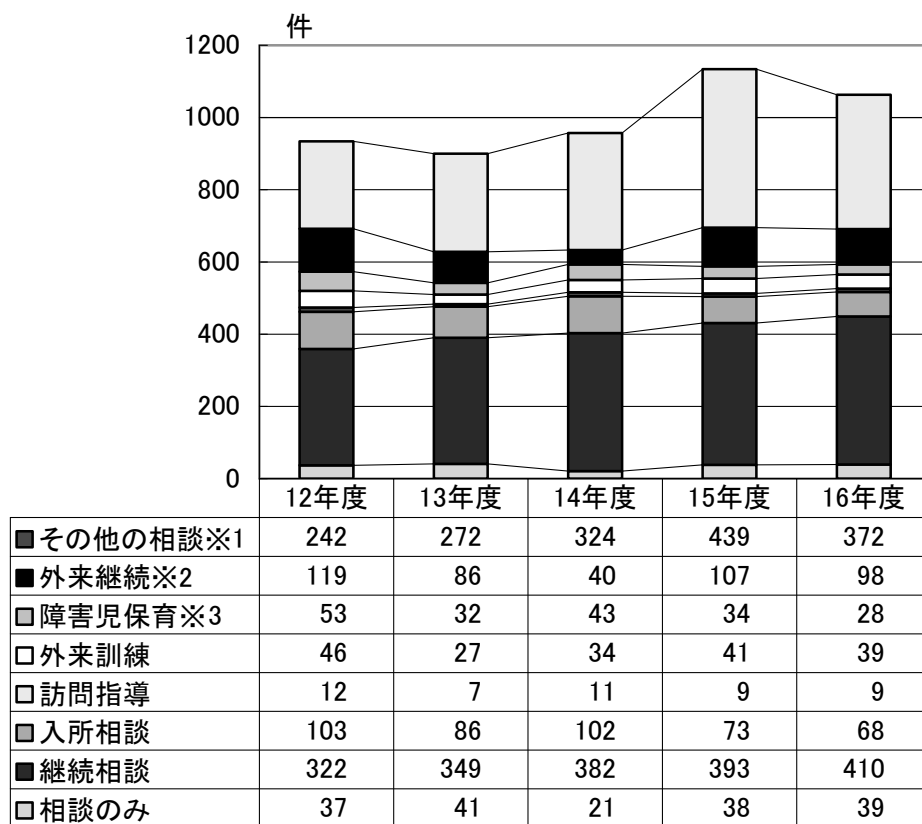
- 平成15年度から支援費制度が導入され、文京福祉センター成人指導訓練部門は、支援費制度に基づく知的・身体デイサービス事業に変更となりました。このうち、知的デイサービス事業は、平成16年度から本郷福祉センターに移管されています。重度化率（知的2度又は身体2級以上）は、平成17年4月1日現在97.3%となっています。

文京福祉センターにおける身体・知的障害者デイサービス事業利用者数及び療育相談件数の推移は、次のとおりです。

【図表】3-20 身体・知的障害者デイサービス事業利用者数の推移
（14年度までは文京福祉センターの成人指導訓練事業）



【図表】 3-2-1 文京福祉センターの療育相談件数の推移



※1 就園・就学相談、個別カウンセリング、発達評価、他機関職員等の相談など

※2 他機関在籍児のグループ指導の実績

※3 新規の判定業務と巡回指導件数など

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

- 社会福祉基礎構造改革のひとつとして、障害者の福祉サービス利用に関しては、平成15年度より「措置制度」（行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する仕組み）から「支援費制度」（障害者の自己決定を尊重し、自らの利用したいサービスとサービス事業者を選択し、直接契約する仕組み）へ原則的に移行しました。
- 支援費制度に移行したことにより、本区における障害者の居宅介護支援サービスの例をとるとその伸びは、措置制度の最終年（平成14年度）を100とした場合、15年度は、162、16年度は、204と大幅に伸びています。
- このような中、国は、「障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設すること」として、障害者自立支援法を制定

しました。

この法律による改革の主なポイントは次のとおりです。

- ① 障害者の福祉サービスを「一元化」
- ② 利用者本位のサービス体系に再編
- ③ 障害者が「もっと働ける社会」に就労支援の抜本的強化
- ④ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- ⑤ 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
 - (i) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
 - (ii) 国の「財政責任の明確化」

○ また、新たに発達障害者支援法が成立し、平成17年4月に施行されました。この法律では、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることにより福祉の増進に寄与することを目的とし、早期発見、発達支援、就労支援及び生活支援等を国や自治体の責務としています。

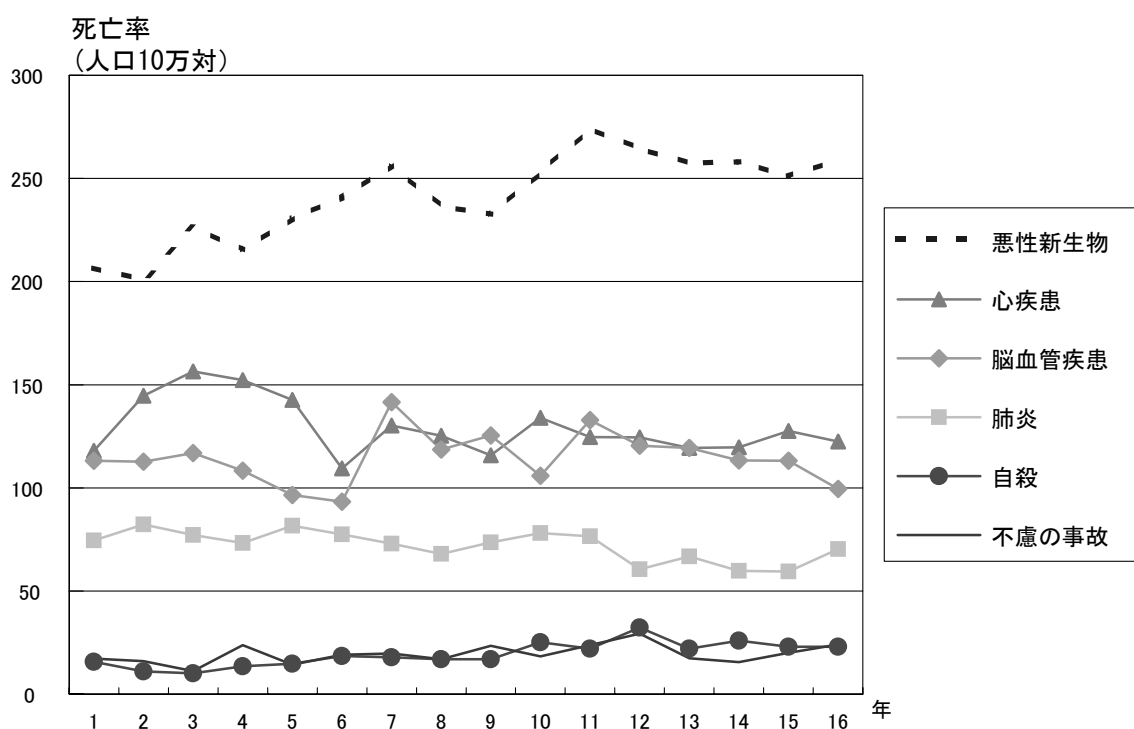
○ 区としては、障害者の生活と自立支援のための施策を充実させることが重要であるとの考えのもと、これらの改正の動きに沿って、障害者福祉施策を実施していきます。そのためにも、障害者（児）実態・意向調査を実施し、その結果を踏まえて、地域福祉計画（障害者計画）の改定を18年度に行います。

5 地域保健に関すること

(1) 地域保健医療の現状

- 少子化・高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴い、疾病構造が大きく変化するとともに、健康に関する課題や区民の保健医療へのニーズにも変化がみられます。
- 平成12年の本区の平均寿命は男性77.68歳、女性84.30歳となっています。人生80年が現実となっている今日では、単に「長く生きること」だけでなく、「より健康的に長く生きること」が望まれるようになっていきます。
- 本区の平成16年の死因別死亡者数をみますと、第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患となっており、いわゆる生活習慣病が上位を占めています。また、40歳以上の区民を対象とした健康診査の結果では、高脂血症、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の疑いが最も多くなっています。

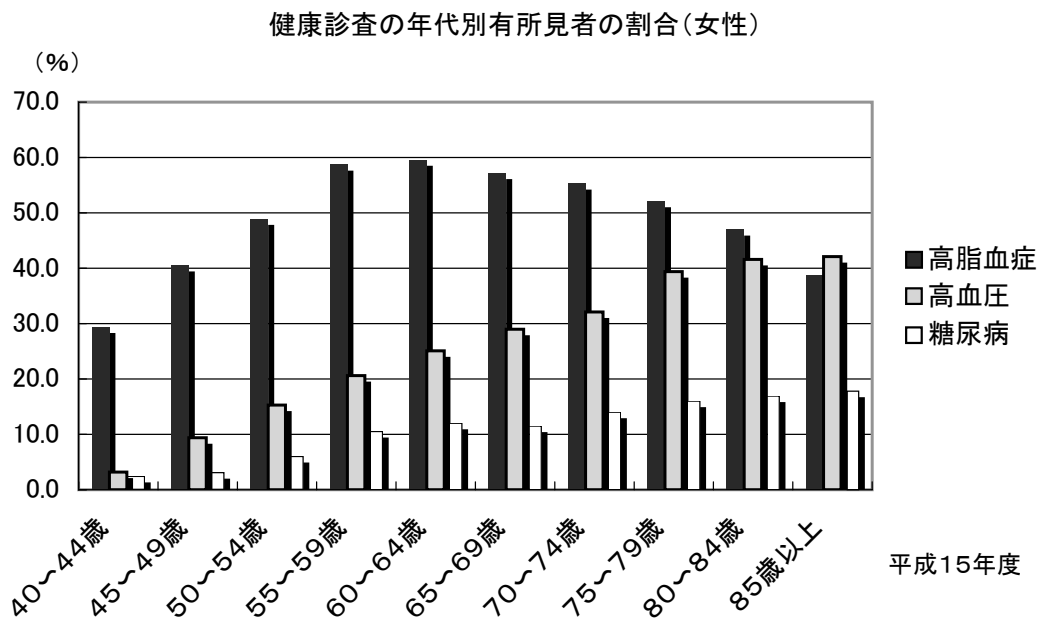
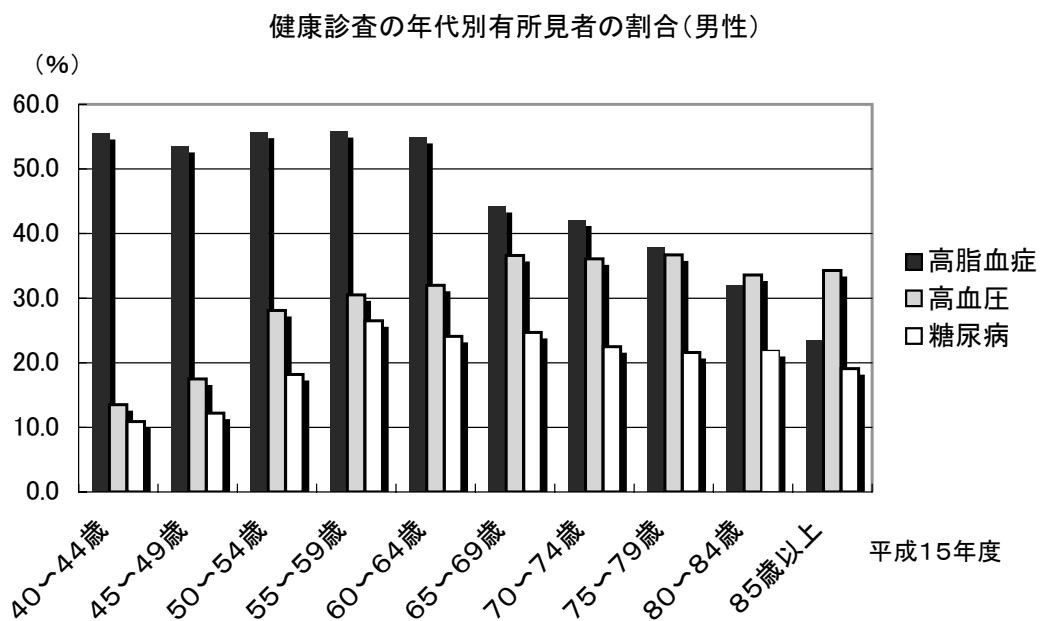
【図表】3-22 主要死因別死亡者数の推移



資料：文京区保健衛生事業概要

○ 生活習慣病は、寝たきりの要因となったり、死亡の原因となるなど、中高年期のQOL（生活の質）に大きな影響を与える一方で、生活習慣を改善することにより疾病の発生や進行の予防が可能です。

【図表】 3-2-3 基本健康診査の年代別、性別の主な所見内訳



- 区では、ライフステージに応じた健康診査やがん検診等を実施することにより、疾病を早期発見し適切な治療に結びつけるよう努めているほか、健康教育等を行い区民の健康づくりの支援を行っています。
- また、健康日本21の地方計画として健康ぶんきょう21を策定し、生活習慣病の一次予防に向けた具体的な行動目標を提案しています。
- 子どもをめぐる社会環境の変化も著しく、少子化に伴う育児不安や子どもへの虐待の増加も大きな社会問題となっています。今後、虐待の発生を予防するために、支援を必要とする区民にきめ細かい母子保健サービスを通じた育児支援が重要となってきています。
- 区では、乳幼児健康診査や育児相談等を実施し、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導を行うことにより子育てに関する不安や悩みの解決を図っています。
- 難病対策としては、難病患者と家族のための個別療養相談や家庭訪問を実施するなど在宅療養の支援に努めています。
- また、近年では精神障害者のための施策は、入院治療中心から地域ケアを中心とした社会復帰支援へと重点を移しつつあり、区としても精神障害者を対象としたデイケアを実施するほか、通所施設への運営費補助や精神障害者居宅生活支援事業を実施しています。
- 歯科保健に関しては、むし歯と歯周病を予防し、歯と口腔^{こうくう}の健康度を高め、ていくことを目指して、就学時前の乳幼児に対する歯科保健相談をはじめ、成人歯科健診、心身障害者歯科健診及び歯科診療、在宅寝たきり高齢者歯科訪問健診を実施しています。
- 感染症の集団発生や大規模な食中毒等の発生を未然に防ぐために、予防や拡大防止への取り組みの重要性が高まっています。
- 区では感染症の発生動向を医療機関や福祉施設等との連携により、迅速な情報収集に努めており、必要に応じて施設への立入り調査や指導を行っています。また、原因が不明な場合や大規模な健康危機が発生した場合には、健康危機管理マニュアルによって対応することになっています。
- 医療基盤の整備は東京都の策定した東京都保健医療計画により進められており、平成17年3月末現在において、文京区内には病院11か所、診療所264か所、歯科診療所237か所の医療機関があり、恵まれた医療基盤を有しています。このような状況の中で、区民の健康の保持・増進を推進するため

に、区はかかりつけ医・歯科医の定着促進や、休日等の診療機能の確保、病診連携の推進などに取り組んでいます。

東京都保健医療計画

- 東京都保健医療計画は、東京都が保健医療の充実を計画的に図っていくため医療法に基づいて策定したものであり、その中で医療基盤については一次、二次、三次保健医療圏を設定し、それぞれの役割に基づき保健医療サービスの提供体制の整備を行うこととなっています。
- 一次保健医療圏は、住民の日常生活を支える健康相談、健康管理や一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービス提供体制の整備を図るための地域的単位で、区市町村を区域としています。本区では、地域福祉計画の保健計画と健康ぶんきょう21を併せて、区の保健医療に関する計画と位置づけています。
- 二次保健医療圏は、病床数など入院医療を含む包括的な保健医療サービスを提供し整備を図るための地域的単位であり、文京区は千代田区、中央区、港区、台東区とともに区中央部保健医療圏に属しています。区中央部保健医療圏には、平成11年10月1日現在で病院67施設（病床数15,834床）、一般診療所1,762か所、歯科診療所1,822か所あり、東京都の二次保健医療圏の中で、人口10万人当たりの医療施設数が最も多い医療圏となっています。
- 三次保健医療圏は東京都全域を区域としており、特殊な医療の提供、精神病床、感染症病床、結核病床など、広域での対応が必要な保健医療サービス提供体制の整備を図ることとしています。

(2) 地域保健医療に関する重点課題

○ 生活習慣病の予防

現在、死因においても総患者数においても、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病など生活習慣がかかわる疾患が大きな部分を占めており、生活習慣病の予防は大きな課題です。

本区では、生活習慣の改善を図ることにより生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた区民の健康づくり計画「健康ぶんきょう21」を策定し、分野別の行動目標を掲げており様々な取り組みを通じてその達成を図っていきます。

また、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした「二次予防」、生活の質の維持向上を目的とした「三次予防」にも引き続き取り組んでいきます。

○ 難病対策及び精神障害施策の充実

精神障害者が住みなれた地域社会で自立した生活を送るためには、社会復帰施設の整備とともに、地域生活を支えるサービスの充実が必要です。

精神障害者の社会復帰・社会参加を促進する社会資源やサービスのメニュー(居宅生活支援事業等)は整いつつありますが、他の障害と比較して利用できるサービスの量はまだ少ないのが現状です。退院の促進、地域生活の推進は重要な課題となっており、今後もグループホーム、ホームヘルプ、ショートステイ等の事業の充実に努めます。

また、平成18年の障害者自立支援法施行を踏まえ、精神障害者の社会復帰や地域生活支援に関する施策について検討を進めていきます。

難病対策については引き続き保健、医療、福祉の連携を深め、患者の療養支援を進めます。

○ 健康危機への対応

近年、SARS(重症急性呼吸器症候群)や高病原性鳥インフルエンザが近隣の国で流行し、日本での発生が危惧されております。これからも、国際交流の活発化、大量輸送の進展等により様々な新興、再興感染症が国内に流入してくることが考えられます。

また、院内感染事故の発生や、結核に免疫を持たない世代の増加等による結核の集団感染も問題となっており、感染症の予防対策の強化が求められています。

さらに、最近では、国の内外で多数の死傷者が出る震災やテロが続いており、これら大規模な健康危機に対する対応も必要とされています。

このように健康危機が多様化する中、平常時の対策を強化して健康危機の防止に努め、発生時には関係機関との連携を密にして機敏な対応を可能にする体制づくりを進めていきます。

○ **地域医療の連携の推進**

区民の健康を保持・増進するために、区民が必要とする時に、身近な場所で適切な医療を受けることができる体制整備が求められています。

休日等の診療機能を確保するとともに、病院と診療所間の連携推進やかかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進を図り、地域の医療環境の向上に努めます。

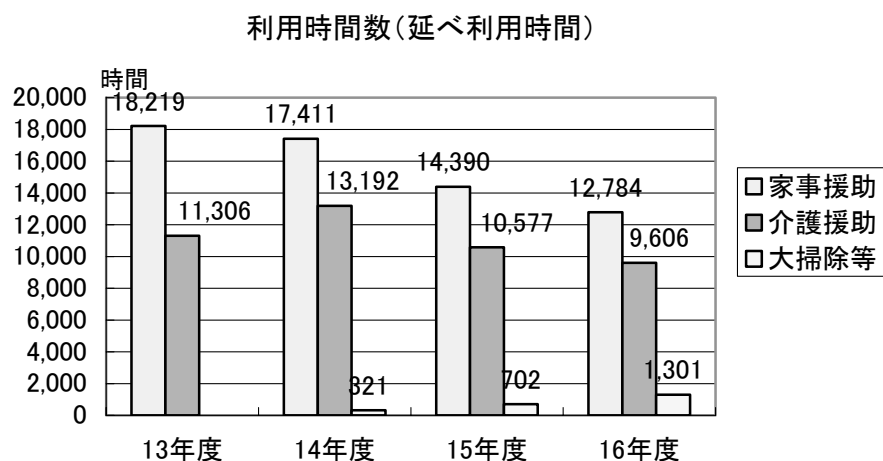
6 地域福祉の推進に関すること

(1) 地域福祉の推進の現状

- (社福) 文京区社会福祉協議会は、住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、関係者の協力を得て、地域福祉を推進することを目的として活動しています。

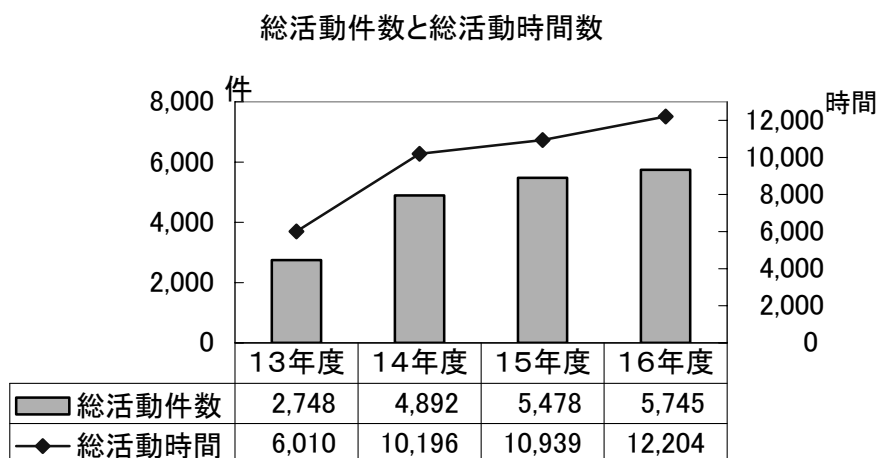
文京区社会福祉協議会では、福祉の地域づくりのために、ボランティア・市民活動センターの運営やNPO活動への支援を行うとともに、地域の協力会員によるホームヘルプサービスや、ふれあいいきいきサロン(小地域グループ活動)事業など様々な活動を実施しています。

【図表】 3-24 ホームヘルプサービスの利用状況



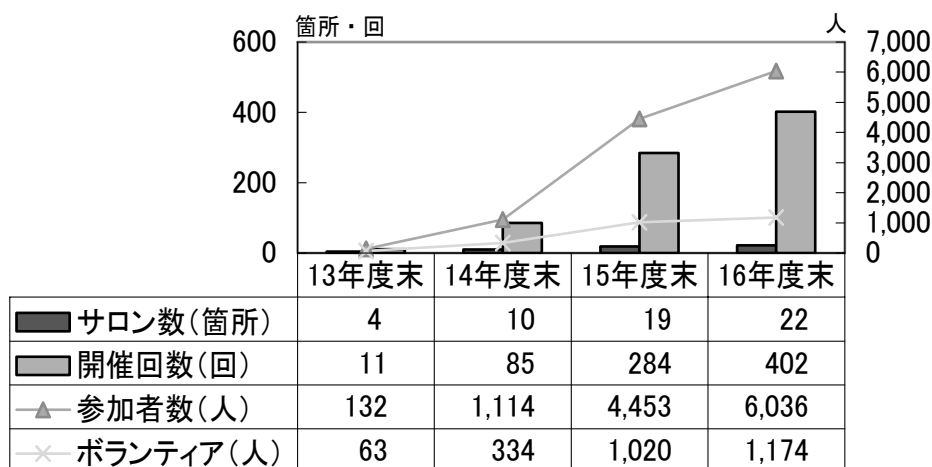
資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成17年版)

【図表】 3-25 ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成17年版)

【図表】 3-26 ふれあいいきいきサロンの設置状況



○ 民生委員は、常に住民の立場に立って地域生活の中で、生活上の様々な問題を抱えている人々の最も身近な地域の相談支援者として、幅広く相談助言や援助活動等を行っています。

また、福祉関係の行政等の機関と協働し、問題がある時は速やかに連絡を取り合う等の調整役としても活動しています。

なお、民生委員は児童委員を兼ねています。民生委員・児童委員は文京区に146人います。

【図表】 3-27 民生委員・児童委員の活動状況

		14年度	15年度	16年度
相談指導件数	高齢者に関する	3,710	3,749	3,142
	障害者に関する	324	327	328
	子どもに関する	932	852	546
	その他	879	786	682
	計	5,845	5,714	4,698
その他活動	調査・実態把握	1,650	9,662	1,406
	行事への参加	5,998	7,325	5,793
	地域福祉・自主活動	2,070	2,623	2,496
	民児協運営研修	5,930	6,365	7,027
	証明事務	240	265	226
	要保護児童発見	108	101	49
訪問連絡	訪問連絡活動	7,146	10,143	6,187
	その他	15,104	24,459	11,369
	委員相互	15,094	14,311	15,170
	その他	7,643	9,249	8,510
活動日数		20,564	21,971	20,566

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

- 話し合い員は、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上の問題の相談相手となっています。
話し合い員は、文京区に44人います。
- 身体障害者相談員は、身体障害者の地域活動の推進、更生援護の相談や指導等を行っています。知的障害者相談員は、知的障害者の家庭での療育や生活等に関する相談・指導・助言等を行っています。
身体障害者相談員は、文京区に6人、知的障害者相談員は、文京区に4人います。
- 青少年対策地区委員会は、青少年の健全育成を図り、様々な青少年問題の解決に向けて活動する自主的な団体で、町会、PTA、保護司会、青少年委員会、民生委員・児童委員協議会、体育指導委員会等多くの団体からの参加によって構成されています。
青少年対策地区委員会は、地域活動センターの管轄区域を単位として9地区に分かれ、「はじめの一步！（文京区青少年健全育成プラン）」に基づく「地区対行動計画」を策定し、それぞれ地域の特徴ある事業を行うとともに、9地区の合同行事等も実施しています。
- 東京直下地震等による災害の発生の可能性が指摘されています。災害時に適切な防災行動をとることが困難な、寝たきり等の高齢者や障害者等の災害要援護者への対策が課題となっています。
- 高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、民生委員・児童委員、話し合い員、高齢者クラブ、新聞販売店、警察署、消防署等の様々な協力機関がネットワークをつくり、声かけ・見守り等を行い、緊急対応も含め高齢者の生活を支援しています。このネットワークを、ハートフルネットワークと名付けています。
- 児童虐待防止ネットワークの発足
児童虐待の未然防止、早期発見、迅速・的確な対応を行うため、学校や幼稚園、保育園、児童館、育成室、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、警察など、子どもにかかわる関係機関による地域ネットワーク組織として、平成17年1月に文京区児童虐待防止ネットワーク連絡会が発足し、3月に「児童虐待防止対応マニュアル（関係機関用）」を作成し関係機関に配布、周知しました。
- 区では、だれもが地域で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン*

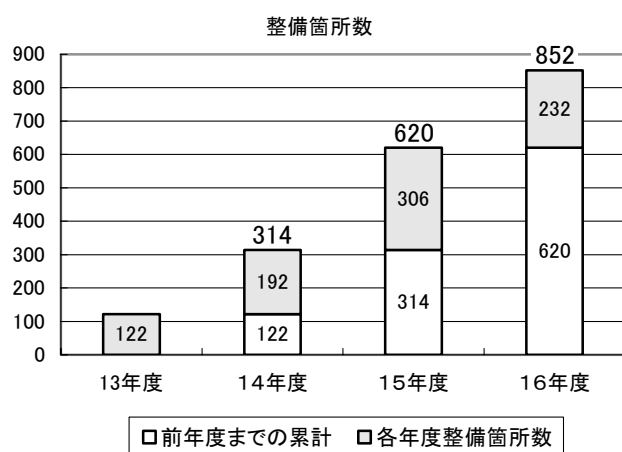
ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

の考え方を取り入れた文京区福祉環境整備要綱を制定し、福祉のまちづくりを総合的に進めています。

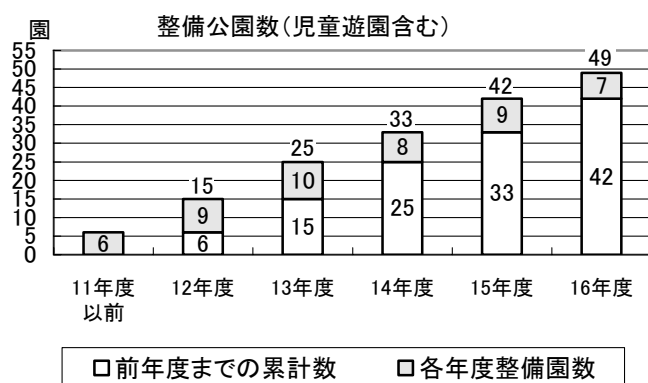
区道については852か所を、公園については49か所をバリアフリー*化しています。(平成16年度末現在)

また、公共的な建築物等の新築や改築の際には、建築主等は構造や設備等への配慮を加えた上で、区と協議することとしています。

【図表】3-28 バリアフリーの道づくりの整備状況

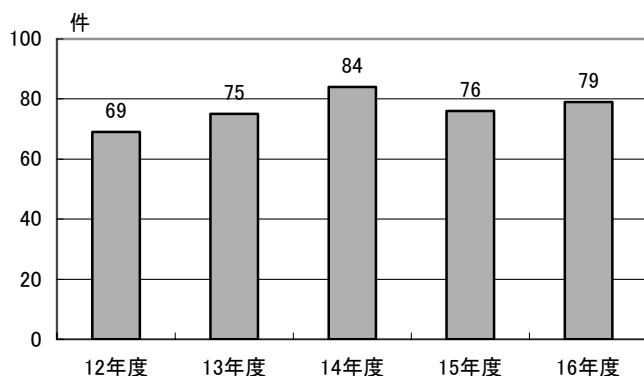


【図表】3-29 バリアフリーの公園づくりの整備状況



バリアフリー 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。また物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

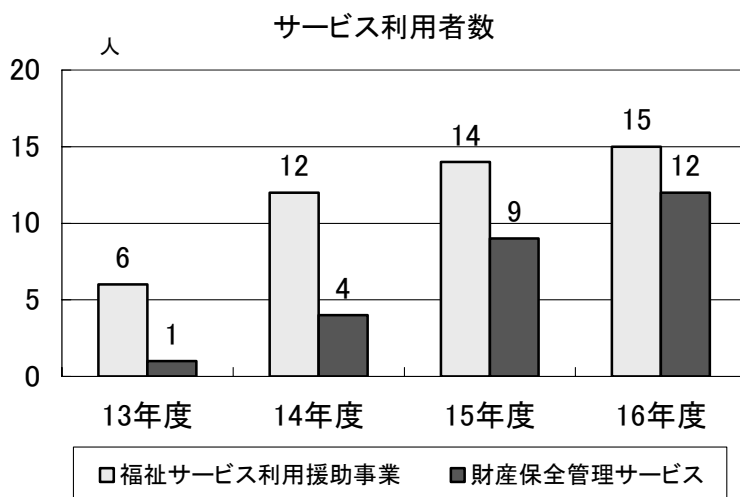
【図表】 3-30 福祉環境整備要綱に基づく協議件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

- 福祉サービス等の利用に際して、可能な限り利用者本人の判断能力を生かし、自己決定権を尊重するために、福祉サービス利用援助事業*（社会福祉協議会「あんしんサポート文京」）や成年後見制度*についての相談や啓発事業等を社会福祉協議会とともに実施し、制度に対する理解と利用の支援をしています。

【図表】 3-31 あんしんサポート文京の利用件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

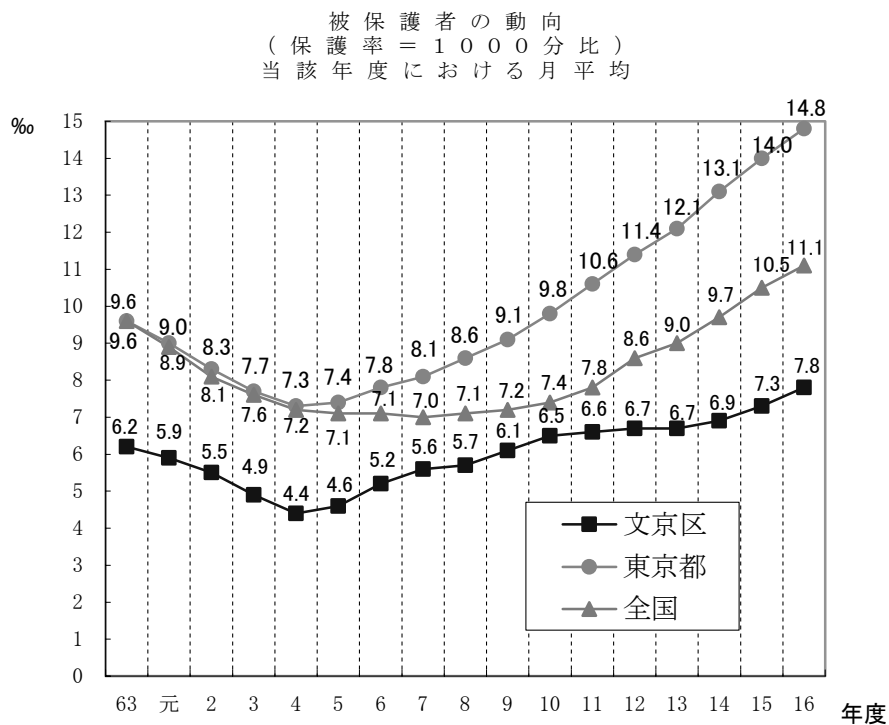
福祉サービス利用援助事業 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等のサービスを行う事業。

成年後見制度 判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。「後見」「保佐」「補助」の3区分に分かれた法定後見と、あらかじめ本人が後見人を選ぶ任意後見があります。

○ 生活上の困難を抱え、支援を必要とする人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために生活保護を実施しています。

長く続く厳しい雇用・所得環境や高齢化の進行等のため、文京区の保護率の推移をみると、平成7年度の5.6‰から平成16年度の7.8‰へと増加しています。保護の開始及び廃止の世帯数は、平成16年度では開始324世帯、廃止243世帯でした。

【図表】 3-32 被保護者の動向



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

(2) 地域福祉の推進に関する重点課題

○ 地域活動団体への支援

地域福祉の推進に当たっては、自助・共助・公助のバランスをとり、それぞれの担うべき役割、責務を適切に分担しながら、地域福祉の推進に努めていく必要があります。住民が主体となって、地域における福祉の問題を解決し、福祉の地域づくりを実践していくために、地域福祉を推進する中心的な団体である文京区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、話し合い員、青少年対策地区委員会等の地域活動団体等が、地域における様々な活動を推進できるよう支援していきます。

○ 地域福祉を支えるネットワークの充実

災害要援護者に対する対策、高齢者への支援、児童虐待防止等に対して、区民や様々な団体等が様々な角度から支援することが必要です。このため、区民や様々な団体等が協働し、地域福祉を支えていくためのネットワークの充実を図ります。

○ 福祉のまちづくりの推進

だれもが地域で支障なく安心して生活できるよう、引き続き文京区福祉環境整備要綱に基づいて福祉のまちづくりを推進します。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、安全で使いやすく美しいまちを目指して、道路や公園などの整備を進めます。また、福祉のまちづくりの基礎となる心のバリアフリーの実現を目指します。

○ 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の啓発の推進

福祉サービスの利用推進や権利擁護のため、福祉サービス利用援助事業(社会福祉協議会「あんしんサポート文京」)及び成年後見制度についての相談や啓発事業等を社会福祉協議会等とともに引き続き実施し、制度に対する理解と利用の支援をしていきます。